岡山市・玉野市・瀬戸内市・吉備中央町・倉敷市・総社市・早島町・備前市・赤磐市・和気町のいずれかの地域に、大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪のいずれかの警報または特別警報が発令された場合、および本校近接地に土砂災害警戒情報が発令された場合(以下、警報等とする)には、以下のとおりに対応する。

(1)授業の日

昼 間 部

8:00現在警報等が発令されている場合、または 8:00以降授業開始(10:00)までに警報等が発令された場合は、 $1\sim6$ 校時の授業を休講とする。

夜間部	
5 · 6 校時 (6.5 校時)	8:00現在警報等が発令されている場合、または 8:00以降授業開始(14:45)までに 警報等が発令された場合は、5・6校時(6.5校時)の授業を休講とする。 〔ただし、13:00より前に警報等が解除された場合は、7~10校時の授業を実施する。〕
7~10校時	13:00現在警報等が発令されている場合、または13:00以降授業開始(17:20)までに 警報等が発令された場合は、7~10校時の授業を休講とする。

※授業開始後、警報等が発令された場合は、それ以後の授業は休講となるが、詳細は学校の指示に従うこと。

(2) 考査の日

昼 間 部

10:00現在警報等が発令されている場合、または10:00以降考査開始(12:30)までに警報等が発令された場合は、 $3\sim6$ 校時の考査を延期する。

夜間部	
5 · 6 校時	10:00現在警報等が発令されている場合、または10:00以降考査開始(15:35)までに警報等が発令された場合は、5・6 校時の考査を延期する。 〔ただし、13:00より前に警報等が解除された場合は、7・8 校時の考査を実施する。〕
7~10校時	13:00現在警報等が発令されている場合、または13:00以降考査開始(17:20)までに 警報等が発令された場合は、7・8校時の考査を延期する。

※考査開始後、警報等が発令された場合は、それ以後の考査は延期となるが、詳細は学校の指示に従うこと。 ※延期された考査の実施日時は別途指示する。

(3) その他

- ・上記(1)(2)以外の学校行事の日については、別途指示する。
- ・警報等が解除されても登校不能の場合や地域により登校不能の場合は、その状況をできるだけ早くHR 担任に届け出ること。(適当と認められた場合は公欠とする。)